

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(神奈川県担当部会)**

**平成 30 年 11 月 8 日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1800057 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1800036 号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における昭和 58 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和 58 年 8 月の標準報酬月額については、18 万円から 19 万円とする。

昭和 58 年 8 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 58 年 8 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和 31 年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和 58 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
② 平成 21 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、請求期間①及び②について、所持している給与明細書では、厚生年金保険に係る標準報酬月額は請求期間①は 19 万円、請求期間②は 62 万円となっており、当該月額に係る厚生年金保険料が控除されているのに、オンライン記録の標準報酬月額は、請求期間①は 18 万円、請求期間②は 56 万円と記録されている。調査の上、請求期間①及び②の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された昭和 58 年 8 月及び同年 9 月に係る給与明細書（写）並びに昭和 58 年分給与所得の源泉徴収票（写）から、請求者が請求期間①において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（18 万円）を超える標準報酬月額（20 万円）に相当する報酬月額の支払を受け、標準報酬月額（18 万円）を超える標準報酬月額（19 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定

又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準報酬月額については、昭和 58 年 9 月に係る給与明細書（写）により確認できる厚生年金保険料控除額から、19 万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者及び A 社から提出された平成 21 年 6 月に係る給与明細書（写）により、請求期間②の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、請求者が主張する 62 万円であることが確認できる。

しかしながら、A 社は、請求期間②に係る厚生年金保険料について、請求者の標準報酬月額を 62 万円から 56 万円とする平成 21 年 5 月の随時改定に係る厚生年金保険被保険者報酬月額変更届の提出が遅れたことにより、62 万円と 56 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の差額を同年 6 月分の厚生年金保険料から差し引いて控除したと陳述している。

また、A 社から提出された平成 21 年 7 月に係る給与明細書（写）及び「社会保険料修正依頼」（写）によると、同年 6 月の給与から控除した同年 5 月に係る変更前の標準報酬月額（62 万円）に基づく厚生年金保険料と変更後の標準報酬月額（56 万円）に基づく厚生年金保険料との差額を、同年 6 月分の厚生年金保険料から差し引いて控除していることが確認できる。

このほか、請求期間②について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②について請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。